10章　共通条項の条項別解説　　第Ⅲ部　条項

# 調停事件に合意管轄が及ぶか：「訴訟」と書いた条項の射程

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年11月14日

## 一　どういう場面か：訴訟の前に調停を申し立てようとした

取引先との支払をめぐる争いがこじれ、訴訟の前に、まず簡易裁判所の調停で話し合おうと考えた。契約書で決めておいた自社の本店所在地の裁判所に申し立てたところ、相手方から、相手方の本店所在地の裁判所へ移送するよう求められた。

契約書にはこう書いてあります。

> （合意管轄）
> 第〇条　本契約に関する訴訟の合意管轄裁判所は、甲の本店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所とする。（注1）

見慣れた条項です。この条項の問題点は、合意管轄の対象が訴訟に限定されており、調停における合意管轄が認められないおそれがあることです（注2）。

**「訴訟」と書いた条項は、調停には届かないおそれがあります。**その場合、調停を申し立てる側は、条項で決めた裁判所ではなく、相手方の住所地の簡易裁判所に申し立てることになります。

調停には、申立手数料が訴訟より低く、期日も柔軟で、代理人を立てずに進めることもできる、という利点があります。その代わり管轄は、申し立てられる側の出頭の便宜を優先して、**相手方（申し立てられる側）の住所地の簡易裁判所が原則です**（民事調停法3条1項）。なお、宅地・建物の賃貸借などの紛争の調停は、その宅地・建物の所在地の簡易裁判所が管轄し、合意で選べるのもその所在地の地方裁判所に限られます（同法24条）。自社の地元で決着をつけるつもりで合意管轄を置いても、自社から調停を申し立てるときは、相手方の地元に出向くことになります。

レビューで見るのは2点です。条項の文言と、民事調停法の管轄のルールです。

## 二　何を見るか

### 1　合意管轄条項の文言が「訴訟」に限定されていないか

最初に見るのは、管轄合意の対象がどう書かれているかです。

管轄合意の対象を「……すべての訴訟」と明記している場合には、通常、管轄合意の対象に民事調停手続を含んでいるものではない合意であると解されるでしょう（注3）。条項例は、次のものです。

> 第〇条（合意管轄裁判所）
> 本契約に関連して生ずる甲と乙との間のすべての訴訟については、甲の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を専属的な第一審の管轄裁判所とする。（注4）

「訴訟」「裁判」「提訴」といった語が入っていたら、そこで止まります。

では「すべての紛争」ならどうか。この場合には、文言上は必ずしも民事裁判手続に限定する趣旨ではないと解する余地もあります。もっとも、契約書の条項としては可能な限りその趣旨を明確にしておくことが望ましいので、「……すべての紛争（民事調停手続も含む）」と明記しておくことが考えられます（注3）。

つまり、**「訴訟」なら黒、「紛争」でも白とは言い切れません。**

### 2　民事調停法3条の管轄との関係

なぜ届かないのか。管轄の根拠条文が別だからです。

> 第三条（管轄）
> 調停事件は、特別の定めがある場合を除いて、相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定める地方裁判所若しくは簡易裁判所の管轄とする。（注5）

訴訟と並べると、違いがはっきりします。

| | 訴訟 | 調停 |
|---|---|---|
| 基本の管轄 | 被告の普通裁判籍（民訴法4条1項） | 相手方の住所等を管轄する簡易裁判所 |
| 上乗せの管轄 | 義務履行地・不法行為地など（民訴法5条各号） | なし |
| 合意の根拠条文 | 民訴法11条 | 民事調停法3条1項 |

調停事件の場合、管轄合意がなければ相手方住所地を管轄する簡易裁判所が管轄裁判所となり、訴訟事件において認められている義務履行地（民訴法5条1号）などの管轄の定めはありません（注2）。この趣旨は、主に、合意による

紛争解決を目的とする調停事件について、相手方の出頭の便宜に配慮し、調停の円滑な進行に資する点にあります（注2）。

この点を正面から判断した決定があります。レンタル基本契約の契約書に「この契約に関して疑義又は紛争が生じたときは、甲、乙協議の上、円満に解決します。甲、乙及び連帯保証人は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、大阪地方裁判所又は茨木簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。」という条項があり、貸主が茨木簡易裁判所に調停を申し立てたのに対し、借主が自社の本店所在地を管轄する大津簡易裁判所への移送を求めた事案です。大阪地裁は、民事調停法3条1項の趣旨を上記のように述べたうえで、こう判断しました。

> そして、本件条項が，その文言上，訴訟についての管轄を定めるものであることは明らかであるところ，上記の趣旨に照らせば，本件条項をもって，訴訟のみならず調停についても管轄合意があったと解釈することは，調停を起こされる側の出頭を困難にし，調停の円滑な進行を阻害することになりかねず，相当でない。（注6）

そのうえで、茨木簡易裁判所で調停を行うためには、調停を起こす側は、これを起こされる側との間で新たに管轄合意を締結する負担を負うことになるが、合意による紛争解決を図るという調停の目的に沿った合理的な負担といえ、このように解しても特段の不都合はない、としています（注6）。原決定を取り消し、民事調停法4条1項本文により大津簡易裁判所へ移送するという結論です（注6）。

申立人は「この契約に関して……紛争が生じた場合」も含めて全体として読めば「訴訟」は広く読めると主張しましたが、退けられました（注6）。**冒頭に誠実協議の一文があっても、管轄の合意が「訴訟」に係っている以上、そこまでです。**

なお、同決定は、大阪地方裁判所では管轄合意書の提出がない調停申立てについては管轄する簡易裁判所へ移送する運用をしている、とも述べています（注6）。少なくとも大阪地方裁判所では、合意がなければ申立ての段階で振り分けられるということです。

## 三　直し方：「本契約に関する一切の紛争」と書く意味

直し方は決まっています。対象を広げ、調停を含むことを明示します。

> （合意管轄）
> 第〇条　本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）の専属的合意管轄裁判所は、甲の本店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所とする。（注7）

直しているのは2か所です。「訴訟」を「一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）」に広げたことと、「専属的」を足したことです。この改善例は、調停手続を含むこと、専属的管轄であることを明確にしたものです（注8）。

**かっこ書きは省かないほうがよい。**「一切の紛争」だけでも調停を含むと読む余地はありますが、二の1のとおり、明記しておくのが望ましいところです（注3）。かっこ書きは10文字ほどで、交渉で削られる性質のものでもありません。

「専属的」のほうも、同じ条項で一緒に直します。専属的と書いていない条項が付加的合意にとどまると判断された決定もあります（注9）。どちらの意味であるかをめぐってトラブルにならないよう、「専属的管轄」であることを明示すべきです（注10）。合意管轄条項の設計そのものは別稿「専属的合意管轄条項の設計」が扱いますが、レビューでこの条項を開いたなら、2点は同時に直すのが効率的です。

仲裁を最終的な解決手段にしている契約でも、その前に調停を使う設計はありえます。仲裁条項と調停の管轄条項が並んでいる契約書では、どの紛争をどちらで扱い、どの順序で進めるのかが読み取れるかを確かめます。

## 四　相手方への説明のしかた

この直しは、通しやすい部類に入ります。

**管轄地を動かさない修正として出せます。**「甲の本店所在地」と書かれた条項を「一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）」に広げる修正は、訴訟で合意済みの裁判所を調停にも使うというもので、新たな管轄地を持ち出すものではありません。ただし相手方にとっては、自社が調停を申し立てられたときの出頭先が変わる変更なので、その点は説明が要ります。

管轄地を自社に寄せる修正と一緒に出すと、話がこじれます。「甲の本店所在地」を「乙の本店所在地」に変える交渉は別の争点なので、そちらを動かすつもりがないなら、かっこ書きだけを足した修正案として出します。**争点を1つに絞ると通ります。**

理由を聞かれたときの説明は短くて足ります。訴訟と調停では管轄のルールが違うので、「訴訟」とだけ書くと調停のときに別の裁判所になってしまう。それでは双方とも予定が立たない。この説明で足ります。

相手方が消費者や個人事業主である契約では、様子が変わります。調停の管轄が相手方の住所地の簡易裁判所とされている趣旨は相手方の出頭の便宜にあるので（注2）、それを合意で自社の地元に固定することへの抵抗は自然です。押し込む価値のある条項ではありません。

## 五　どこまで直すか

優先順位は高くありません。理由は2つあります。

調停を使う場面が、そもそも多くないこと。取引先との紛争の多くは交渉か訴訟で動きます。

そして、直さなくても致命傷にならないこと。調停で合意する義務はないので、自社から調停を申し立てるなら相手方の地元に出向くか、はじめから訴訟を選べば足ります。なお、自社が調停を申し立てられた側になったときに、呼出しを無視してよいわけではありません。正当な事由なく出頭しなければ過料の定めがあり（民事調停法34条）、調停に代わる決定が出れば、告知から2週間以内に異議を申し立てないと、裁判上の和解と同じ効力を持ちます（同法17条・18条）。

したがって、次のように切ります。

契約書を開く用事があるときに、ついでに直します。他の条項の修正で往復するなら、そのラウンドに乗せます。この条項のためだけに交渉ラウンドを増やす価値はありません。

**「専属的」が抜けているなら、そちらを先に直します。**こちらは訴訟で効く話で、実際に付加的合意と判断された決定もあります（注9）。かっこ書きと一緒に直せば、修正は1条で済みます。

**自社が調停を使う側に回る可能性があるなら、優先順位が上がります。**継続的な取引で少額の紛争が繰り返し起きる業種では、調停のほうが現実的な選択肢になります。その場合、自社の地元で調停を起こせる条項にしておく意味があります。

### 本稿で扱わなかったこと

合意管轄条項の設計そのもの（法定管轄との関係、専属的合意と付加的合意、書面性の要件）は、別稿「専属的合意管轄条項の設計」が扱います。

一方に著しく不利な管轄条項の有効性は、別稿「一方的な合意管轄条項が無効とされた事例」が扱います。本稿の四で触れた消費者との契約の場面は、そちらの射程です。

訴訟に代えて仲裁を選ぶ場合は、別稿「仲裁条項の内容」が扱います。

調停そのものの手続（調停委員会、調停に代わる決定（17条決定）とその効力）は、契約書の話を超えます。本稿は、契約書の一行が調停の場面で効くかどうかに絞っています。

### 参考文献等

（注1）秦周平ほか編『ケース別　契約書リーガルチェックのポイント――事例でみるトラブル条項例』（新日本法規出版、2020）設問15（合意管轄の対象が訴訟に限定されており、調停事件の合意管轄が認められるか問題となる場合）の条項例

（注2）前掲注1・設問15の問題点①および解説3

（注3）太田大三『契約書一般条項のポイント――ドラフトに効く、レビューに活きる』（商事法務、2026）239〜240頁

（注4）前掲注3・240頁の記載例③

（注5）民事調停法3条1項

（注6）大阪地決平成29年9月29日（平成29年（ソ）第20号）

（注7）前掲注1・設問15の改善例

（注8）前掲注1・設問15の解説4

（注9）東京高決平成18年7月26日（平成18年（ラ）第813号）

（注10）前掲注1・設問15の解説2

**ウェブ版**　https://prospire-law.com/contract-knowledge/chotei-goi-kankatsu/

**引用表記例**　プロスパイア法律事務所「調停事件に合意管轄が及ぶか：「訴訟」と書いた条項の射程」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年11月14日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。